

【事案の概要】

島根県益田市に所在する土地の所有者である原告（控訴人）が、その所有する土地について、存在しない場合と同様に評価すべき事情があること等を理由として、被告益田市（被控訴人）の課税処分は違法であるとして、同処分の取消しを求めたところ、原審は請求を棄却したため、原告が控訴した事案。

判決では、本件土地は、現況において他の土地と重なっており、識別可能な程度に特定して存在しているとは認められないため、同土地に対する固定資産税の課税は課税対象の存在という課税要件を欠き無効であるとして、原判決を取り消して、原告（控訴人）の請求を全部認容した。

【前提事実】

- (1) 本件各土地は、登記簿及び土地課税台帳上、平成 23 年度に係る賦課期日当時、益田市に存在するものとして記載された土地であり、昭和 40 年 6 月の売買を原因として控訴人への所有権移転登記がなされており、本件各土地の所有権を有する登記名義人はいずれも控訴人である。
- (2) 益田市長は、平成 23 年 4 月 22 日付けで、控訴人に対し本件各土地の固定資産税賦課決定処分をした。
- (3) 控訴人は、当該課税処分を不服として、益田市長に対して平成 23 年 6 月 20 日付けの異議申立書により異議申立てをしたところ、益田市長は、同年 7 月 19 日付けで控訴人の異議申立てを棄却するとの決定をした。
- (4) 控訴人は、平成 24 年 1 月、本件各土地について、固定資産税賦課手続において、対象土地が不存在である場合と同様に評価すべき事情があること等を理由として、本件各課税処分は違法であると主張し、被控訴人相手に同処分の取消請求訴訟を松江地方裁判所に提訴した。
- (5) 松江地方裁判所は、本件各処分の課税客体である本件各土地は、賦課期日において存在し、本件各土地の位置や形状、地積等は、少なくとも固定資産税の賦課が可能な程度には特定されているということができるとして、控訴人の主張を棄却する判決を言い渡した。
- (6) 控訴人は、その判決を不服として広島高裁松江支部に控訴した。

【控訴人の主張】

台帳課税主義は、あくまで課税対象である不動産が現実に存在し、位置や形状が特定できることを前提に適用がある建前であって、台帳課税主義によって新たに納税義務が生み出されるものではない。したがって、このような前提である本件各土地の位置、形状及び地積といった現況について判断することなく、単に台帳課税主義（地方税法 343 条 2 項）を適用した原判決は誤りである。本件各土地は、公図及び登記簿上は存在するものの、現

況においては、他の土地と重複しており、被控訴人も、現況において本件各土地の位置や形状、地積を特定できていない。

【被控訴人の主張】

公図が正確なものでないことは周知の事実であり、控訴人が主張するように、土地の位置、形状等について正確に特定しなければならないとするのでは、地積調査を終えていない地域においては課税することができない事態を生じかねず、妥当でない。

本件各土地は存在しており、地積及び地目などは公図及び登記簿によって明らかであり、公図上では本件各土地と他の地番の土地との重複は見られない。

本件各土地は、現況において他の土地の所有者により占有されている可能性があるが、対象土地が不存在である場合と同様に評価すべき事情は存在せず、登記が変わらない限り、台帳課税主義から控訴人に固定資産税を支払う義務がある。

【裁判所の判断】

控訴人が本件各土地を取得した後の周辺の土地の現況、異動の状況等を考察すると、本件各土地は存在しない、又は公図上で隣接する土地と重複して存在すると考えられる。

控訴人は、本件各土地の登記簿上の所有者であるため、台帳課税主義（法 343 条 2 項）により、納税義務を免れることができないかについて検討する。固定資産税は、固定資産が所在する市町村から提供される行政サービスの恩恵を受けることで、当該固定資産の効用が発揮されることに対する対価として、応益税としての性格を持つことを勘案すると、登記簿上では土地が存在しても、実体として土地が存在していなければ、課税の根拠がなく課税要件を欠くと言わざるを得ない。また、登記簿上、複数の土地が記録されていても、実体として両土地が同一地で重なっている場合においては、提供される行政サービスは 1 筆分に過ぎず、登記簿に従って二重に課税する合理的な根拠もないというべきである。

地方税法及び固定資産評価基準（法 388 条）は、一律大量処理が必要となる固定資産税の賦課・徴収手続を円滑に行うため、納税義務者である所有者の認定については、台帳課税主義（法 343 条 2 項）を定め、また、地積については、原則として登記簿主義（固定資産評価基準第 1 章土地第 1 節通則二地積の認定）を採用するなどしている。

しかし、他方で、市町村長に固定資産の状況について、実地調査を義務付け（法 408 条）、地目の認定については現況主義を採用し（固定資産評価基準第 1 章土地第 1 節通則一土地の評価の基本）、地積についても、登記上の地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合においては、現況の地積によるものとするなど（固定資産評価基準第 1 章土地第 1 節通則二地積の認定 1 号）、現況において土地の存在が確認されることを前提とした規定を置いている。また、台帳課税主義等の表見課税が認められるのは、最終的には公簿上の納税義務者と実体上の納税義務者との間で不当利得による調整が可能であると考えられたためと思量されるが、土地が不存在の場合や重複している場合には、このような事後の私人間で

の調整は不可能であり、表見課税の前提を欠いていることに鑑みれば、当該年度の賦課期日における固定資産の所有者に課税するためには、実地調査の結果を踏まえ、現況において、課税対象である当該固定資産が、他の土地建物と識別可能な程度に特定して存在していることが必要というべきである。

以上を踏まえると、本件各土地は、現況において、他の土地と重なっており、識別可能な程度に特定して存在しているとは認められないから、同土地に対する固定資産税の課税は、課税対象の存在という課税要件を欠き無効というほかない。

以上のとおりであるから、控訴人の被控訴人に対する本件各課税処分の取消請求については理由があり、これを認容すべきであり、これと異なる原判決は相当でないので、原判決を取消し、控訴人の請求を全部認容する。